

失業保険をもらいたい (雇用保険の基本手当等について)

・退職後、雇用保険を受給するにはどうしたらいいか。 ・解雇の効力を争っているが、基本手当を受給できないか。

基本のきほん

現行の雇用保険法の前身である失業保険法では、失業した場合、失業保険金が支給されていました。昭和50年4月1日に失業保険法は廃止され、雇用保険法が施行されましたが、いまだに「失業保険」と呼ばれることが多いようです。雇用保険制度は、失業時の生活保障のみならず、育児休業等給付や雇用の安定のための事業等、総合的な制度になっています。(労働問題対処ノウハウ集No.32参照)
いわゆる「失業保険金」に相当するのは、雇用保険の失業等給付のうち、基本手当・高年齢求職者給付金、特例一時金・日雇労働求職者給付になります。

基本手当とは

失業して、受給要件を満たした一般被保険者は、一定の失業期間(ハローワークに求職申込をして受給資格決定された日以降の待期期間・給付制限期間を経た後の失業期間)に、所定給付日数を限度に基本手当日額を受給できます。給付制限期間経過後の失業認定日毎(概ね認定日の1週間後)にまとめて支給されます。

◎受給期間

原則として、離職日の翌日から1年間です。手続きが遅れると、途中で給付が打ち切られることもありますので、離職したら早めにハローワークで求職申込を行いましょう。

●受給期間の延長

出産・育児や病気、介護等で働くことができない状態が30日以上続いた場合や、60歳以上の定年等により離職してしばらく休養する場合は、離職日の翌日から30日経過後から延長後期間の最後の日まで(定年後の場合は離職日翌日から2か月以内)に延長手続きをすると、最長4年間(定年後の場合は1年)受給期間を延長できます。

◎受給要件(次の①～③の条件を全て満たすことが必要)

①離職により被保険者でなくなったこと

②失業の状態にあること

「就職したいという積極的な意思」、「いつでも就職できる能力(健康状態など)」があり、「積極的に求職活動をしているにもかかわらず、就職できない状態」にある方

③原則として、離職日以前2年間に12カ月以上「被保険者期間」があること。

特定受給資格者と特定理由離職者、高年齢者求職者給付金・特例一時金は、離職日以前1年間に6か月以上の「被保険者期間」が必要です。

※「被保険者期間」

雇用保険の被保険者期間のうち、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月、又は労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算します。

●特定受給資格者と特定理由離職者

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者のことです。特定理由離職者は、期間の定めのある労働契約について更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者(特定理由離職者Ⅰ)と、その他やむを得ない理由(体力の不足・心身の障害・疾病・負傷等、通勤不可能・困難、その他)により離職した者(特定理由離職者Ⅱ)に分かれます。パンフレット「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準」をハローワーク等で入手し参照ください。

◎基本手当日額

賃金日額×給付率

●賃金日額

離職日の直前の6か月に支払われた賃金総額÷180
下限額と年齢に応じて上限額が設定されています。

●給付率

賃金日額に応じて45～80%

賃金日額が低いものほど給付率が高くなるようになっています。

◎所定給付日数(基本手当の支給を受けられる日数)

離職理由、年齢、被保険者期間により異なります。

①一般の受給資格者(定年・自己都合等)

離職時年齢	被保険者期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

②特定受給資格者および特定理由離職者Ⅰ

離職時年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日		270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

③就職困難者(障害者等)

離職時年齢	被保険者期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◎待期期間

受給資格決定を受けた日から、通算して7日間経過する日までは基本手当が支給されません。

◎給付制限期間

自己都合退職者は、待機満了の翌日から原則1か月(5年以内に2回を超える場合は3か月)基本手当は支給されません。

◎給付制限期間・被保険者期間・所定給付日数の関係

離職理由	給付制限期間	被保険者期間	所定給付日数
特定受給資格者	なし	離職前1年以内に 6か月	90日～330日 所定給付日数の②
特定理由離職者Ⅰ			90日～150日 所定給付日数の①
特定理由離職者Ⅱ			
定年・契約期間満了			
自己都合※	1か月	離職前2年以内に 12か月	
重責解雇 自己都合3回目	3か月		
就職困難者	離職理由による		150日～360日 所定給付日数の③

※自己都合による退職であっても、一定の理由に該当するとハローワークが判断した場合は、特定理由離職者Ⅱとなる場合があります。

◎受給のながれ

【求職申込と受給資格の決定】

住所地を所管するハローワークで求職申込をした上で離職票を提出して、受給資格の決定を受けます。

【雇用保険説明会】

【待期満了】(自己都合等の場合は、給付制限期間も)

【失業の認定】

就労の有無、求職活動の実績などの確認。その後原則4週間に1回失業認定を受けます。

【基本手当の支払い】

支給対象期間中の失業認定日毎(概ね失業認定の1週間後)に基本手当が支給されます。

【再就職】

再就職、所定給付日数の終了、受給期間満了に伴い、支給が停止されます。再就職手当などの給付金を申請できる場合があります。

◆高年齢求職者給付金とは

65歳以降に離職した方で、①離職の日以前の1年間に賃金支払基礎日数11日以上、又は賃金支払いの基礎になった労働時間が80時間以上の月が6か月以上あり、②失業の状態にある場合、支給されます。

被保険者期間	1年未満	1年以上
高年齢者求職者給付金	30日分	50日分

◆特例一時金とは

季節労働者等の短期雇用特例被保険者の離職で、①離職日以前の1年間に賃金支払基礎日数11日以上、又は賃金支払いの基礎になった労働時間が80時間以上の月が6か月以上あり、②失業の状態にある場合、支給されます。

特例一時金	40日分
-------	------

▶ワンポイントチェック

解雇の効力を争っているが、基本手当を受給できないか。

係争中であることを証明するもの(事件係属証明書等)を提出し、バックペイの支払を受けた場合や解雇日と異なる日に退職した場合は、一部保険給付を返還することを約束すれば、仮給付(雇用保険給付の条件付給付)を受けることができます。

◆日雇労働求職者給付金とは

一定の要件(失業月の直前の2か月間に26日以上印紙保険料を納付)を満たす日雇労働被保険者(日々雇用される者や30日以内の期間を定めて雇用される者)が失業した場合、普通給付として、印紙保険料の納付状況により、第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円が、13～17日分支給されます。一定の印紙保険料納付実績(6か月間で毎月11日・通算78日以上)があり、一定期間に給付金を受けていない場合は、60日を限度とする特例給付が支給されます。

◆確かめましょう

□離職票の請求はしましたか

事業主は、雇用保険被保険者離職証明書(離職票のもととなる書類)を、被保険者が離職した場合で、離職票の交付を希望しないときを除き、離職日の翌々日から10日以内に事業所の所在地域を管轄するハローワークに提出しなければなりません。離職前に離職票は請求しておきましょう。なお、離職日において59歳以上である被保険者については、本人が離職票の交付を希望しない場合でも離職票の交付が必要です。

□離職票の「離職理由」は、どのようになっていますか

離職理由によって給付制限期間が異なります。離職理由は正確に記載してもらいましょう。もし離職票記載の離職理由が事実と異なっている場合は、事業主に訂正を求め、ハローワークに相談しましょう。

□離職票の「賃金額」の記載は正しいですか

離職票に記載された「賃金額」により、基本手当日額が決定されますので、正確に記載されているか確認しましょう。労働の対償であれば、現物支給や通勤手当も賃金です。

◆こんな対処法があります！

◎離職票を請求していなかった、発行してくれない

離職時の事業主に離職票の交付をお願いしましょう。応じてもらえない場合、離職票がない状況でも、「仮手続き」ができる場合があるのでハローワークに相談しましょう。

◎離職票の離職理由が実際の理由と違う

解雇であるにも関わらず、離職票には、自己都合退職と記載されているなど、実際の退職理由と離職票の記載が異なる場合は、基本手当の受給の手続時に、住所地を管轄するハローワークへ離職理由を証明する書類等を持参し、相談しましょう。ハローワークで、本人の主張、証拠書類と事業主の主張等を確認の上、離職理由を決定します。